

既認定者が下記に該当する場合 学校事務室までご相談ください

このような状況はありませんか？
支給額が変更となる場合があります。

- ✓ 収入の修正申告
- ✓ 税額の更正決定
(税更生の通知書受領後、2週間以内に手続きが必要です。)
- ✓ 離婚・死別、養子縁組等

支給額が**増額**の場合は、
届出のあった月の翌月から増額

(提出日が月の初日である場合はその月分から)

支給額が**減額**の場合は、
事実が生じた月の翌月に**遡って減額追徴**

(事実が生じた日が月の初日である場合はその月分から)

保護者等情報に変更がある場合は、**速やかに連絡**してください。